

デジタル時代における消費者教育について (事務局説明資料)

令和2年2月26日

デジタル化と消費者教育等の相関（イメージ）

消費者教育

高度情報通信社会への対応
(デジタルサービスに係る
消費生活トラブル防止等)

関係省庁連携によるデジタル
関連教材開発・情報発信

情報教育

情報リテラシー教育
情報セキュリティ教育
高等学校の教科「情報」等

思考力・判断力・表現力
の育成

消費生活相談員へのデジタル研修
消費者教育教材等のデジタル対応

GIGAスクール構想
EdTech

PC1人1台
学校内ネットワークの高速化
デジタル教科書 等

「教育」の情報化

(学校のICT環境整備・教科におけるICT活用等)

1. 消費者教育の推進

- 中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、**現行の規定に加え、内容を更に充実**

学習指導要領（H29.3.31公示）における消費者教育に関する主な内容（小学校）

※下線部は主な充実箇所

○小学校

（社会科）

- ・ 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・ 社会生活を営む上で大切な法やきまり

（家庭科）

- ・ 買物の仕組み、売買契約の基礎
- ・ 物や金銭の使い方と買物における消費者の役割
- ・ 物や金銭の大切さ、計画的な使い方
- ・ 身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること

（特別の教科 道徳）

- ・ 節度を守り節制に心掛けること
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

○中学校

（社会科〔公民的分野〕）

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任
- ・ 金融などの仕組みや働き
- ・ 市場の働きと経済に関して、希少性に着目すること
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・ 消費者の保護とそれらの意義、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響
- ・ 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること
- ・ 環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること

（特別の教科 道徳）

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

○高等学校

（公民科〔公共〕）

- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的な考え方
- 金融の働き、金融を通じた経済活動の活性化
- 活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること

（公民科〔政治・経済〕）

- 経済活動と市場、経済主体と経済循環
- 金融の働きと仕組み、金融を通じた経済活動の活性化
- 消費者に関する問題

（家庭科〔家庭基礎〕）

- 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- 消費者の権利と責任、消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み
- 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- 自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること
- 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること

（家庭科〔家庭総合〕）

- 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- 消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性
- 消費者の権利と責任、消費者問題、消費者の自立と支援
- 契約の重要性や消費者保護の仕組み
- 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- 自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること
- 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること

消費者教育推進に係るこれまでの取組

「消費者基本法改正」平成16年6月2日施行

・保護から自立支援へ

「消費者教育の推進に関する法律」平成24年8月22日成立、同12月13日施行

消費者庁に「消費者教育推進会議」設置 平成25年3月6日第1回会議

- ・委員相互の情報交換
- ・「基本方針」作成・変更意見

「消費者教育の推進に関する基本方針」平成25年6月28日閣議決定

- ・消費者教育推進会議における更なる議論
- ・地方公共団体における消費者教育推進協議会の設置、消費者教育推進計画の策定等の取組

「消費者教育推進会議取りまとめ」平成27年3月5日公表

- ・消費者市民社会における消費者の具体的行動例
- ・多様な担い手による消費者教育の実践に向けた事例の提示
- ・地域における多様な主体の連携・協働に向けた提案・事例の提示

「第二期消費者教育推進会議」平成27年7月～平成29年6月

- ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた論点整理
- ・社会情勢等の変化に対応した課題

「第三期消費者教育推進会議」平成29年8月～令和元年7月

- ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直し
- ・若年者の消費者教育分科会 教員の指導力向上のための方策について取りまとめ 等
- ・地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 消費者教育コーディネーターの役割等について取りまとめ

「消費者教育の推進に関する基本方針」変更 平成30年3月20日閣議決定

- ・社会情勢等の変化を踏まえた変更
- ・重点的に取り組む喫緊の課題を「当面の重点事項」として提示

「第四期消費者教育推進会議」令和元年10月～令和3年9月

参考:消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要 (平成24年12月13日施行(平成24年8月22日公布))

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与 	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動 『消費者市民社会』 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
消費者団体(努力義務)(第6条) ~自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ~施策への協力・自主的活動(第7条) ~消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更意見 委員(内閣総理大臣任命) ~消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更意見 構成 ~消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)
		(検討)(附則) ○法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。

○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)

概要

平成30年度～令和4年度の5年間を対象

- 基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、
内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
- 基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するためには、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要
⇒幅広い担い手(国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身)にとつての指針
- 手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

当面の重点事項

1. 若年者の消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. **高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進**

※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・家計消費は国内総生産(GDP)の過半数(291.9兆円/538.4兆円)
⇒消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとつて大前提
- ・インターネット利用の拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相談件数の増加
- ・成年年齢下げについての検討も踏まえた実践的な消費者教育の重要性
- ・社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識の高まり(SDGs)

消費者の自立を支援

被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
さらには、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成(消費者市民社会の形成に参画)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進のための取組の方向



消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべき

- ・**ライフステージに応じた様々な教育の場**(学校、地域、家庭、職域等)を活用して効果的に消費者教育を行う
⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要

- ・**消費者の特性**(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、**対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫**
⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、要支援者に対する教育については本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等

地域における多様な主体間のネットワーク化
(結節点としての消費者教育推進地域協議会)

○他の消費生活に関連する教育との連携推進

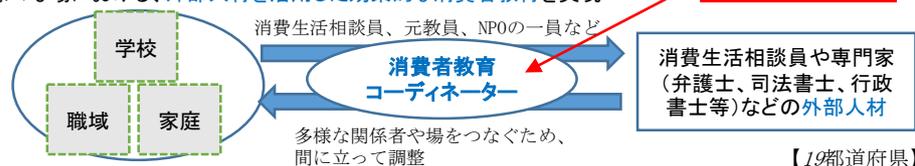
(環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主権者教育等)

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

	学校	地域社会	職域	人材(担い手)の育成・活用
学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・学習指導要領に基づく実践的な教育を推進 ・その着実な実施について周知・徹底	(大学・専門学校等) 自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待 ⇒特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発	・消費生活センターの拠点化 ・社会教育施設等の活用 ・国からは情報提供等の支援 ・見守りネットワーク構築の促進、その活用による消費者教育の実施	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) 教職員の指導力向上が必要 ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ⇒実態把握と必要な情報提供 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
地域社会		(大学・専門学校等) ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進		(大学・専門学校等) ・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・担い手育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の活用
職域			・職域における消費者教育の内容、事業者にとつてのメリットなどの認識を共有 ・事業者の形態、事業分野等に応じた従業員に対する教育を実施	・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現



IV 関連する他の消費者施策との連携

- 食品と放射能に関する理解増進
- 事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明
- 食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進

消費者教育の推進に関する基本的な方針(デジタル化関連部分)

I 消費者教育の推進の意義

1 消費者を取り巻く現状と課題

(1) 社会経済情勢

高度情報化の進展は、消費生活のグローバル化やボーダーレス化にもつながっている。インターネット通販の発達は、海外との取引も容易になり利便性が高まるという利点があるものの、消費者トラブルの複雑化にもつながっている実情がある。また、フィンテック(FinTech)等の金融に関わる技術革新やIoTは、消費構造に大きな変化を生じさせつつあり、社会を豊かにし、より便利にする可能性を持つものである一方で、消費生活に関する情報が外部へ提供されたり、ビッグデータとして個人の行動・状態等に関する情報が活用されたりするといった特色も有する。

消費者としては、これらの有用性を理解しつつ、高度情報通信ネットワーク社会において個人情報やデータの持つ意味も理解し、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについての意識を持つ必要がある。

II 消費者教育の推進の基本的な方向

1 体系的推進のための取組の方向

(1) 消費者教育が育むべき力

④ 情報とメディアに関する領域

ア 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力

イ 情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

III 消費者教育の推進の内容に関する事項

2 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

(8) 消費者

高度情報通信ネットワーク社会の発展により、取引や情報発信の枠組みが大きく変革する中で、インターネットオークションのように消費者が販売者になったり、ブログやウェブサイトへの書き込み等の情報提供を行ったりする際には、他の消費者へ被害を与えることのないよう、情報リテラシーの重要性についての意識を高め、十分注意をする必要がある。事業者に対する消費者の過剰な要求が問題とされる例も多い。公正で健全な市場への参加者という自覚を育成していくことも必要である。

当面の重点事項

3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

幅広い年齢層でインターネットが日常生活に浸透しており、さらにIoTなどの活用により取引や情報発信の枠組みが大きく変革し、インターネットを通じた関係性が複雑化している。これらの有用性を理解しつつ、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについての意識を持つことや、情報リテラシーの向上を図ることも含む消費者教育を推進することの重要性に鑑み、必要な取組を検討し、実施する。

消費者教育の体系イメージマップ

	幼児期		小学生期		中学生期		高校生期		成人期		
	特に若者			成人一般			特に高齢者				
各期の特徴	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期		主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期		行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期		生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期		生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期		
重点領域	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期		主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期		行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期		生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期		生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期		
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう			
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう			
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう			
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしをする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう			
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう			
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう			
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう			
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう			
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう			
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さ知らう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう			

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

消費者教育ポータルサイト

<アンケートにご協力ください>

本サイトで得られた情報をどこで活用しますか？

(〇にチェックを入れて下さい)

学校での利用 地域での利用 家庭での利用 職場での利用 自学用 その他

消費生活に関する教育のヒントが満載！

[サイトマップ](#) [消費者庁トップページへ](#) [RSS登録](#)

消費者教育ポータルサイト

文字サイズ

[当サイトについて](#) [検索](#) [消費者教育関連情報](#) [掲載](#) [お問合せ](#)

消費者教育ポータルサイトとは

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

検索

消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

↓ 消費者教育の体系イメージマップ検索

ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します

↓ フリーワード検索

▶ 条件絞り込みで探す

▶ 「消費者教育の担い手向けナビゲーション」からの情報検索

自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します

▶ 消費生活センターの規模別・機能別情報検索

掲載

消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

▶ 「教材」の登録フォーム

「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」を御確認の上、登録を行ってください

▶ 「講座」の登録フォーム

「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

▶ 「取組」の登録フォーム

「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

<お知らせ>

「講座」「取組」については掲載期限が設定できます。実施期間が決まっている講座やイベント等の告知等にも御利用ください。

[ホーム](#) > [検索](#)

検索

Q フリーワード

フリーワードを入力して「検索」ボタンをクリックしてください。
また下記検索条件を指定すると絞込検索が可能です。

「フリーワード」欄に記入された言葉が、登録された情報の下の項目に含まれている場合、検索結果一覧に表示されます。

※教材 ⇒ 「教材名」「概要」「キーワード」「作成者名称」

※講座 ⇒ 「実施団体」

※取組 ⇒ 「実施団体」「実践事例等」

条件絞り込み

利用者の立場（教材のみ）

学校で教える方

地域で教える方

自学する方

領域（教材のみ）

消費者市民社会の構築

商品等の安全

消費がもつ影響力の理解

商品安全の理解と危険を回避する能力

持続可能な消費の実践

トラブル対応能力

消費者の参画・協働

生活の管理と契約

情報とメディア

トラブル対応能力

情報の収集・処理・発信能力

選択し、契約することへの理解と考える態度

情報社会のルールや情報モラルの理解

生活を設計・管理する能力

消費生活情報に対する批判的思考力

【議題①】

消費者教育教材の提供方法及び効果的な周知

【議題②】

消費者庁による小中向け消費者教育教材作成の必要性

課題①提供方法

学校現場では、紙媒体の教材の需要が高いものの…

- ・他の地方公共団体にまで必要冊数を提供してもよいと回答した教材は少ない(消費者庁調べで213教材中7教材)。
- ・ウェブサイトからダウンロードして印刷する教材は、費用面で活用しづらい。

広く学校の授業での活用を想定しなければ、実際の活用にはつながらない

加工可能な教材など多様な教材の開発

- ① 単ページ教材の開発
→冊子としないことで、必要枚数の印刷と配布が容易に。
- ② 加工可能な教材の開発
→教員や外部講師が加工可能にすることで、幅広い活用を期待。
⇒①②を踏まえ、消費者庁では、「社会への扉」について、パワーポイント版を作成。

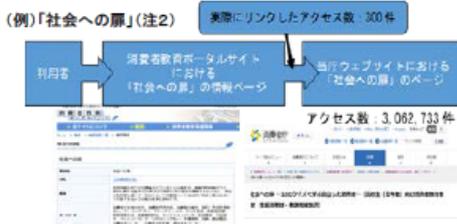
(例)消費者庁作成教材「社会への扉」パワーポイント版
(注2)



課題②周知方法

【消費者教育ポータルサイト(注1)】

- ・教材等の掲載状況が悪い(掲載教材割合は約16%[消費者庁調べで213教材中34教材])。
- ・消費者教育ポータルサイトを利用して教材を検索しているアクセス数が少ない(経由300件 対 非経由約300万件)。



消費者教育ポータルサイトは見直しが必要

消費者教育ポータルサイトの全面的な見直し

見直しに当たって以下の点に重点を置いたサイトに移行すべき。

- ① 消費者教育の実践例の発信
→多種多様な消費者教育教材を活用した実践例の発信
→外部講師による出前講座の実践例の発信
- ②消費者問題の解説や消費者教育の素材に係る情報発信
→日々変化する消費者問題や幅広い社会的課題について、消費者教育目線での解説と情報発信
- ③利用者目線に立ったウェブサイトの構成
→学校種別、科目別に実践例等を閲覧可能に。閲覧履歴の表示。閲覧履歴から推測される教材や実践例の表示。一定の頻度での更新や適切な情報量の掲載

消費者教育教材
「消費者センスを身につけよう」の改定

消費者ホットラインの番号変更など形式面の修正を行った。
改定版は消費者庁ウェブサイトで公表済み
(注3)



(注1) <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>

(注2) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

(注3) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_004/pdf/material_004_190322_0002.pdf

2. 情報教育について

新学習指導要領（情報教育・ICT活用教育関連）

（新学習指導要領）小学校：2020年度全面実施、中学校：2021年度全面実施、
高等学校：2022年度から年次進行で実施

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力（情報モラルを含む）**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実**を明記

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校プログラミング教育の必修化**を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を**充実**。
 - 小学校：文字入力など基本的な操作を習得、**新たにプログラミング的思考を育成**
 - 中学校：技術・家庭科（技術分野）において**プログラミングに関する内容を充実**
 - 高等学校：**情報科**において**共通必修科目「情報Ⅰ」を新設**し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習

情報活用能力の育成

「情報活用能力」

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力

A 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

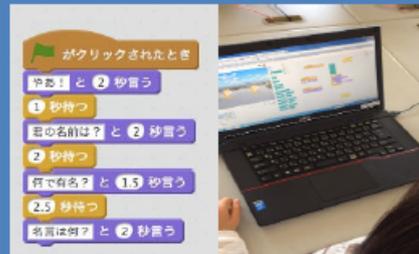
- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

【取組例】

- ICTの基本的な操作、情報の収集・整理・発信
(文字入力、インターネット閲覧、情報手段の適切な活用等) 等



- プログラミング
(コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解) 等



Scratchを活用した指導例 (小学校)

- 情報モラル
(情報発信による他人や社会への影響等)



情報モラル教育の必要性

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているという状況のもと、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

子供たちをとりまく環境等の現状

✓ 2010年前後からスマートフォンやSNSが子供たちの間にも急速に普及

【高校生の97.5%、中学生の70.6%、小学生(満10歳以上)の45.9%がスマートフォンでネット利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生94.1%、中学生54.6%、小学生23.0%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

✓ インターネット利用が長時間化

【高校生の82.6%、中学生の61.0%、小学生の39.4%がインターネットを1日(平日)に2時間以上利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生74.2%、中学生56.7%、小学生33.4%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

✓ コミュニティサイト等での被害の増加

【SNSに起因する被害児童数は増加傾向。平成29年に1,813人で過去最多、平成30年は1,811人と横ばい。】

(警察庁「平成30年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」)

✓ 他者の個人情報の取扱いや不正請求等の危険への対処に課題

(平成25年度「情報活用能力調査(小・中学校)」)

児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

情報モラルに関する高等学校学習指導要領の主な記述

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）	
総則	第1章 第2款 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力(情報モラルを含む。)</u> 、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していきことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第2章 第2款 第5 国語表現 2(1)イ <u>話し言葉と書き言葉の特徴や役割、表現の特色について理解を深め、伝え合う目的や場面、相手、手段に応じた適切な表現や言葉遣いを理解し、使い分けること。</u> A (1)ア <u>目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。</u>
地理歴史	第2章 第2節 第3款 2(4) <u>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
公民	第2章 第3節 第2款 第1 公共 3(3)カ(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、 <u>情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通じて、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。</u> 第2章 第3節 第3款 2(4) <u>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。</u>
芸術	第2章 第7節 第2款 第10 書道 I（Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり） 3(11) <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</u>
情報	第2章 第10節 第2款 第1 情報 I 2(1)ア(イ) <u>情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。</u> イ(イ) <u>情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。</u> 第3款 2(1) <u>各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。</u>

○情報科で身に付けるべき資質・能力

①知識及び技能

情報と情報技術についての知識と技能，情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法についての知識と技能を身に付けるとともに，情報社会と人との関わりについては，情報に関する法規や制度及びマナー，個人が果たす役割や責任等について，情報と情報技術の理解と併せて身に付ける。

②思考力，判断力，表現力等

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え，複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力を養うとともに，問題を発見・解決する各段階で情報と情報技術を活用する過程を振り返り改善することで，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。

③学びに向かう力，人間性等

情報と情報技術を適切に活用することを通して，法規や制度及びマナーを守ろうとする態度，情報セキュリティを確保しようとする態度などの情報モラルを養い，これらを踏まえて情報と情報技術を活用することで情報社会に主体的に参画する態度を養う。

○学習項目の学習目標

(1)情報社会の問題解決

- ・情報やメディアの特性を踏まえ，情報の科学的な見方・考え方を働かせて，情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する学習活動を通して，問題を発見・解決する方法を身に付ける。
- ・情報技術が人や社会に果たす役割と影響，情報モラルなどについて理解し，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決し，望ましい情報社会の構築に寄与する力を身に付ける。
- ・情報社会における問題の発見・解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度，情報モラルに配慮して情報社会に主体的に参画しようとする態度を身に付ける。

(2)コミュニケーションと情報デザイン

(3)コンピュータとプログラミング

(4)情報通信ネットワークとデータの活用

○情報に関する法規、情報モラルに係る教員研修内容

- ・知的財産，個人情報とは何かを理解する。
- ・知的財産，個人情報の保護，不正アクセス行為の禁止等に関する法律などを理解する。
- ・情報を扱ううえでの個人の責任，情報モラルの必要性を理解する。
- ・知的財産や個人情報について理解させ，情報モラルを身に付ける授業ができるようになる。

情報モラル教育の充実に係る高校生向け啓発資料

1 相手の気持ちを考えて、コミュニケーションを取りましょう

コミュニケーションのやり取り



- ① 相手を傷つけていませんか?
自分はふざけているつもりでも、相手は不快な気持ちになっているかもしれません。言葉やスタンプの使い方には気を付けましょう。
- ② 無断で撮影することはやめましょう!
勝手に他人を撮影したり、その写真を公表したりすることは、肖像権の侵害に当たります。
- ③ 夜遅くに連絡していませんか?
夜遅い時間にメッセージを送信してしまうと、寝ている人を起こしてしまうかもしれません。何時までなら連絡しても良いのでしょうか? 考えてみましょう。

2 犯罪の加害者や被害者にならないようにしましょう

ネット上のやり取り



- ① 無断転載はやめましょう!
自分の好きな作品(漫画などの著作物)を無断でネットにアップロードすることは、たとえ一部でも、著作権の侵害に当たります。なお、映像や音楽については、違法にアップロードされたものであることを知りながら、ダウンロードすることも違法です。
- ② 悪口はやめましょう!
人を傷つける書き込みは人権侵害です。匿名の投稿でも、誰が書いたか特定され、犯罪として法律で罰せられることもあります。
- ③ 信用してもいいのでしょうか?
ネットで知り合った人は、知らない人と同じです。信用しすぎて会いに行くと、生命、身体に関わる深刻な事件の被害者になる可能性があります。



3 スマホやネットに夢中になりすぎないようにしましょう

ゲームに夢中になりすぎて



- ① 長い時間、遊びすぎていませんか?
夜遅くまでゲームで遊び続けていると、睡眠不足になり、体調不良の原因になることも。生活が乱れないように気を付けましょう。
- ② 購入しすぎていませんか?
1回だけアイテムやコインを購入するつもりが、いつの間にかやめられなくなり、高額な支払いになってしまうこともあります。
- ③ 登録してもいいのでしょうか?
アイテムやコインを無料で手に入れるために、住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報を気軽に登録すると、悪用されることもあります。

4 個人情報(写真を含む)は、ネットに載せないようにしましょう

自分の情報を公開していたら



- ① 自分が誰だか分かるかもしれません。
顔写真・学校名・名前などを組み合わせることで、第三者に自分が特定される可能性があります。写真の背景や、埋め込まれているGPS情報から、住所が特定されることもあります。
- ② 迷惑をかけることはやめましょう!
軽い気持ちでやったことでも、写真を投稿すると、ネットで拡散されて大問題になることもあります。
- ③ 悪用される可能性があるかもしれません。
裸に近い写真は、他の人に悪用されて、ネットで拡散されてしまうこともあります。また、交際相手と別れた後、その写真が悪用されるケースもあります。
※下着姿や裸の写真は、悪用されてネットで広まったり児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする場合があります。

3. 「教育」の情報化について

学校のICT環境整備の現状 (2019年3月現在)

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (目標：3クラスに1クラス分程度)	<u>5.4人/台</u> (5.6人/台)
普通教室の無線LAN整備率 (目標：100%)	<u>40.7%</u> (34.5%)
普通教室の校内LAN整備率 (目標：100%)	<u>89.6%</u> (90.2%)
超高速インターネット接続率 (30Mbps以上) (目標：100%)	<u>93.4%</u> (91.8%)
超高速インターネット接続率 (100Mbps以上)	<u>69.1%</u> (63.2%)
普通教室の大型提示装置整備率 (目標：100% (1学級当たり1台))	<u>51.2%</u>

() は前回調査 (平成30年3月1日) の数値

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (平成31年3月現在))

「児童生徒 1 人 1 台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージ

＜ハード＞ ICT環境整備の抜本的充実

- 児童生徒 1 人 1 台コンピュータを実現（1 台当たり4.5 万円を補助。令和 5 年度までに、小中全学年で達成）
- 高速大容量の通信ネットワーク（令和 2 年度までに、全ての小・中・高校・特別支援学校等で校内ネットワークを完備（1/2 補助））
- 全国の自治体や学校が、より容易に、より効率的・効果的な調達ができるよう支援（モデル仕様書を提示、都道府県レベルでの共同調達の推進、調達説明会の開催）

誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け、
来年 1 月、全国の首長・教育長等を対象とした「学校ICT活用フォーラム」を開催し、
ハード・ソフト・指導体制一体で、全国各地での取組を加速化
民間企業等からの支援・協力による、ハード・ソフト・指導体制の更なる充実

＜ソフト＞ デジタルならではの学びの充実

- デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を促進（来年度から順次全面実施となる新学習指導要領とセットで）
- 各教科等ごとに、ICTを効果的に活用した学習活動の例を提示（「教育の情報化に関する手引」を公表・周知）
- AIドリルなど先端技術を活用した実証を充実（来年度中に「先端技術利活用ガイドライン」を策定）

＜指導体制＞ 日常的にICTを活用できる体制

- （独）教職員支援機構による、各地域の指導者養成研修の実施（来年 1 月に実施）
- ICT活用教育アドバイザーによる、各都道府県での説明会・ワークショップの開催（来年度から全都道府県に配置）
- ICT支援員など、企業等の多様な外部人材の活用促進（令和 4 年度までに、ICT支援員は 4 校に 1 人程度配置）

<学習者用デジタル教科書>

同一の内容を
デジタル化

紙の教科書

ゆみさんたちは、友だちの考えを説明しています。

ひろき
 $180 \times 2 = 360$
答え 360°

たくみ
 $180 \times 4 - 360 = 720 - 360 = 360$
答え 360°

きさとはねのひの関係
ひの大きさを求めて、はねのひの関係を調べよう。

例2
力の大きさを覚えて、はねのひの長さを調べる

2 ひろきさんの図と式を見て、ひろきさんの考えを説明しましょう。

3 たくみさんの図と式を見て、たくみさんの考えを説明しましょう。

4 次のページのみほさんの図を見て、みほさんの考えを式に表し、説明しましょう。

5 3人の考えて、共通していることをメモしてください。

学習者用コンピュータ

ゆみさんたちは、友だちの考えを説明しています。

ひろき
 $180 \times 2 = 360$
答え 360°

たくみ
 $180 \times 4 - 360 = 720 - 360 = 360$
答え 360°

2 ひろきさんの図と式を見て、ひろきさんの考えを説明しましょう。

3 たくみさんの図と式を見て、たくみさんの考えを説明しましょう。

4 次のページのみほさんの図を見て、みほさんの考えを式に表し、説明しましょう。

5 3人の考えて、共通していることをメモしてください。

学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

国語



本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数



立体図形の展開／回転

外国語活動



発音を音声認識して
自動チェック

理科



理解を促進するための音声・動画

社会



G I G A スクール構想について

GIGAスクール構想の実現パッケージ ～令和の時代のスタンダードな学校へ～

1. 環境整備の標準仕様例示と調達改革

- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の考え方に基づく、**学習者用端末の標準仕様**を例示
- 「G I G A スクール構想」に基づく、高速回線に向けた**校内 L A N 整備の標準仕様**を例示
- 容易に大規模な調達が行えるよう、標準仕様書を基に**都道府県レベルでの共同調達**を推進

➤ **学校 I C T 環境の整備調達をより容易に**

2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表

各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とする、『**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**』（平成29年策定）を、**クラウド・バイ・デフォルト**の原則を踏まえて改訂

- 整備の硬直化を避けるための位置づけや構成の見直し
- クラウド・バイ・デフォルトの原則追記
- クラウドサービス事業者が留意すべき事項の追加

➤ **クラウド活用により使いやすい環境へ**

3. 学校 I C T 利活用ノウハウ集公表

教師や学校、教育委員会等が、情報教育や I C T を活用した指導、I C T 環境整備等を行う際に参考となる様々な情報をまとめた『**教育の情報化に関する手引**』を公表。特に「第4章 教科等の指導における I C T の活用」においては、I C T を効果的に活用した学習場面の10の分類例を示すとともに、

- 小学校、中学校、高等学校については各学校段階における各教科等ごとに
- 特別支援教育については学習上の困難・障害種別ごとに**I C T を活用した効果的な学習活動の例を提示**。

➤ **全ての教職員がすぐに使えるように**

4. 関係省庁の施策との連携

- 総務省：教育現場の課題解決に向けた**ローカル 5 G の活用モデル構築**
 - 経済産業省：**EdTech 導入実証事業**、**学びと社会の連携促進事業**
- **ローカル 5 G や教育コンテンツも活用して未来の学びを実現**

5. 民間企業等からの支援協力募集

将来の I C T 社会を創造し、生きていく子供達に向けた社会貢献として、**民間企業等から学校 I C T 導入・利活用に対するあらゆる協力を募る**。

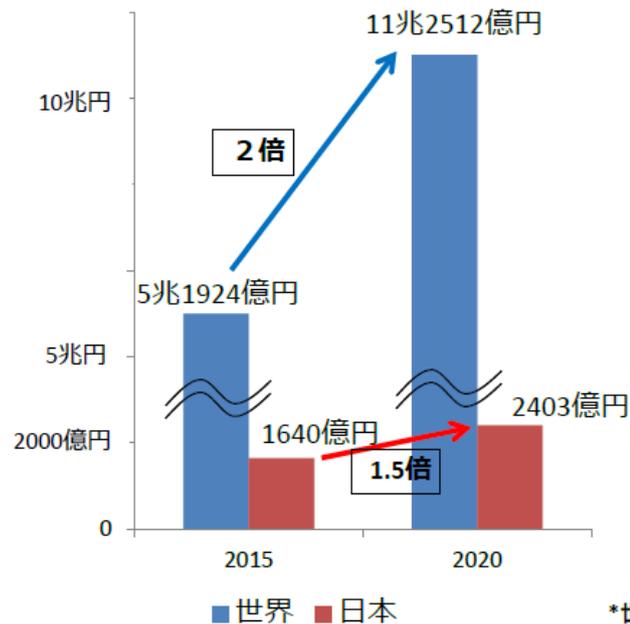
- 校内 L A N など通信環境の無償提供
 - 新品、中古問わず十分なスペックの端末の学習者への提供
 - I C T 支援員として学校の利活用の人的サポート 等
- 公表し、文部科学省から教育委員会へ随時繋いでいく

➤ **民間等の外部支援により導入・利活用加速**

EdTechについて

- EdTechとは、「Education（教育）」と「Technology（科学技術）」を掛け合わせた造語で、2000年代中頃のアメリカ発祥。テクノロジーの進歩・発展にあわせ、旧態依然とした教育現場を、テクノロジーの力で革新していくことを目指すビジネス領域。就学前～リカレントすべての課程が対象。
- 労働市場で自らの価値向上を目的に高等教育への進学率の上昇に加えて、急速なテクノロジーの変化に応じたスキルを身に付けていく必要性から再教育を含む職能教育の需要が増加。今後も成長が見込まれる市場。

EdTechの世界での市場規模



日本における具体例



中高生のためのプログラミングスクール・キャンプの実施



学習を記録・グラフ化し、見える化。ユーザー同士でのコミュニケーションや参考書のレビューの共有するアプリの提供



*世界市場：(出典)MarketsandMarkets「教育技術(Ed Tech)およびスマートクラスルームの世界市場」1ドル120円で換算

*日本市場：(出典)富士通キメラ「エデュケーションマーケット2015」
同社によるEdTech市場の定義は本資料巻末参考資料1

(注) 我が国におけるEdTechの詳細な定義については、現在、検討中

出典：「未来の教室」とEdTech研究会 2017年度第1回会合資料3-3

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mirai_kyoshitsu/pdf/001_03_03.pdf

(3)3つの柱:「学びのSTEAM化」「学びの自立化・個別最適化」「新しい学習基盤づくり」

「学びのSTEAM化」とは、教科学習や総合的な学習の時間、特別活動も含めたカリキュラム・マネジメントを通じ、一人ひとりのワクワクする感覚を呼び覚まし、文理を問わず教科知識や専門知識を習得すること(=「知る」)と、探究・プロジェクト型学習(PBL)の中で知識に横串を刺し、創造的・論理的に思考し、未知の課題やその解決策を見出すこと(=「創る」)とが循環する学びを実現することである。

「STEAM」は、今後の社会を生きる上で不可欠になる科学技術の素養や論理的思考力を涵養する「STEM」の要素に加え、そこに、より幸福な人間社会を創造する上で欠かせないデザイン思考や幅広い教養、つまりリベラルアーツ(Arts)の要素を編み込んだ学びである。文系・理系に関わらず様々な学問分野の知識に横糸を通して編み込み、「知る」と「創る」を循環させ、新たな知を構築する学びであると言える。

しかし、「知る」と「創る」を循環させ、創造力・思考力を育むSTEAM学習プログラムは絶対的に不足しており、その開発を加速し、デジタルコンテンツ化も進め、広く共有される必要がある。また、教科横断的・合科的な授業編成を実現するための授業編成モデルや評価手法の確立、「創る」学びに不可欠な実践の場の整備、そして指導者の養成・確保も課題である。

「学びの自立化・個別最適化」とは、子ども達一人ひとりの個性や特徴、そして興味関心や学習の到達度も異なることを前提にして、各自にとって最適で自立的な学習機会を提供していくことである。そのためには、AI(人工知能)やデータの力を借りて、子ども達一人ひとりに適した多様な学習方法を見出し、従来の一律・一斉・一方向型の授業から、EdTechを用いた自学自習と学び合いへと学び方の重心を移すべきである。

このとき、一人ひとりがEdTechの活用を通じて日々蓄積される学習ログの分析をもとに、個別学習計画を随時更新しながら、自分に最適な学び方を模索するサイクルを構築する必要がある。そのためには、標準授業時数や、学習指導要領に基づく学年ごとの学ぶべき単元の縛り等の制約を緩和すべきであろう。どれだけの時間、授業に出席したかを基準とする「履修主義」ではなく、かけた時間を問わず、理解度・達成度を客観的に測定する「到達度主義」に基づく評価と、それに基づく授業編成を導入すべきである。(中略)

「新しい学習基盤づくり」とは、以上のような教育を実現するための新たなインフラを整えることである。

EdTechを活用して個別最適化された学びを実現するには、子ども達が1人1台のパソコンを持ち、来たる5G時代に相応しい高速大容量通信を活用した、常時インターネットに繋がる学習環境の整備が必要である。

また、教師の重い業務負担を改め、創造的に働くための環境を整備することも課題である。企業の業務改革にも用いられるBPR(Business Process Re-engineering:業務構造の抜本的改革)の手法を取り入れ、教師が自分達の業務実態を分析し、自己目的化したような業務を大胆に捨て、デジタル・ファーストの考え方で業務環境を再構築する現場改革が必要になる。

そして、新たな教育の実現に向けては、教師が新たに求められる「専門性」を身につけるための研修の充実や、そうした観点から、教職課程や教員養成課程で学ぶ内容のアップデートが必要になる。さらに、教師のみの責任と負担で教育改革を進めるのではなく、ふさわしい能力を持った外部の人材を教育現場で活用すべく、産業界をはじめ社会全体で教育を支えていく開かれた教育システムの形成が必要である。

4. 消費者教育×情報教育・「教育」の情報化

情報モラル教育教材（動画）

テーマ	小学5年生～中学1年生	中学2年生～高校3年生
ネット依存 過度なインターネットの利用(コンテツ視聴やゲームSNS等)により、生活習慣が乱れ、日常生活に大きな支障を来す。	ネットゲームに夢中になると... 1 	身近にひそむネット依存 2 
ネット被害 ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスへの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでにない被害に巻き込まれている。	そのページ、確認しなくて大丈夫? 3 	ネット詐欺等に巻き込まれないようにするために 4 
SNS等のトラブル スマートフォンやSNS等の新たな情報通信技術の利用を通じたトラブルについて、相手とのやりとりの中で発生する問題について考える。	軽い気持ちのID交換から... 5 	写真や動画が流出する怖さを知ろう 6 
情報セキュリティ IDとパスワードをはじめ、インターネット上で自身や他者の情報を守る時に必要となる情報セキュリティの問題について考える。	ひとりよがりの使い方にならないように 7 	情報の記録性、公開性の重大さ 8 
適切なコミュニケーション 相手や状況に応じて、コミュニケーション手段を適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい関係のあり方を考える。	SNSへの書き込みの影響 9 	軽はずみなSNSへの投稿 10 
	パスワードについて考えよう 11 	大切な情報を守るために 12 
	うまく伝わったかな? 13 	コミュニケーションの取り方を見直そう 14 

消費者教育の内容と一部関連

出典: 文部科学省資料(第9回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース(総務省))

消費者教育と情報教育の連携事例

教職員や保護者が青少年に安心・安全なICT活用について指導・教育する等のために作成した「インターネットトラブル事例集」において、消費生活トラブルを紹介（消費者教育ポータルサイトに教材として登録）。

インターネットトラブル事例集

(2018年度版)



総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 青少年担当

http://www.soumu.go.jp/main_sosho/joho_sutou/kyouiku_joho-kaigocho.html



◆ 取り引きによるトラブル

9 フリマサービスやオンラインショッピングでのトラブル

新品・未使用の服だから購入したのに



ずっと探していた服をフリマサイトで見つけたしさんは、商品タグがついている写真と「新品・未使用」という説明を読んで、サイズ等も確認して購入しました。

状態が悪い品が届き、返品もできない



商品が届いたので、受け取り中身を確認したところ、こすれた跡や黄ばみ汚れがあり、タグも見当たらず。返品の相談をしましたが、応じてもらえません。

考えてみよう！

豊富な取り扱い品や手ごろな価格設定などで、利用者が急増しているフリマですが、トラブルもいろいろ起きています。どんなことに気をつければいいでしょう？

A. 個人取引は慎重に

〇〇さんがドラマで着ていた服、映画観賞券、レアな商品ほか、欲しいものがいっぱいあるフリマ。買いたい・売りたい気持ちをおさえて、細かなことまで確認することがとても大切です。

B. 個人情報の悪用を防ぐ

送料を節約しようと、名前や住所を知らずに配送できるサービスを使わない人も多いようですが、住所・名前を悪用される、つきまとわれる、というトラブルも起きています。

C. 利用は保護者と一緒に

運営会社がかかりいてもフリマやオークションの取り引き相手は個人。「売れちゃう前に」というあせりは禁物です。子供は保護者の同意が必要、利用は一緒に確認しながら！

解説 子供の利用には、保護者の承諾・見守り・指導が不可欠

オンラインショッピング、オークション、フリマサービスの利用には、いずれも保護者の同意が必要。近くにお店が少ない地域では、子供に自由に利用させているご家庭もあるようですが、それは規約違反です。フリマの利用者が急増し、商品が届かない、ニセモノだったなどのオンラインショッピング同様のトラブルだけでなく、個人間取引だからこその生じる取引上の勘違いや情報不足による被害・加害も多発しています。

また、盗んだ物やウイルス情報の売買、お酒やタバコを購入、転売禁止のチケットを購入して入場を拒否された等、「してはいけないこと」を隠れて行うケースもあり、保護者の見守りが欠かせない状況です。

ワンポイントアドバイス

情報過多な時代、ネットには魅力的なモノの情報があふれています。自分をコントロールする力を育てることが、危険回避の第一歩です。

◆ 取り引きによるトラブル

10 ゲームに夢中になっている最中に生じた高額課金

アイテム購入は数回だけだったのに



スマホ貸して！パスワードを入れるから。

お母さんのスマホを借りて、ゲームを楽しんでいるM君。アイテムが欲しいときはお母さんに相談し、パスワードを入力してもらって購入していました。

請求書は10万円を超えていた



ある月、十数万円の請求が来て大慌て。スマホの認証方法を確認すると、パスワードを入力後30分間は再認証不要の設定になっていた。

考えてみよう！

子供から大人まで、多くの人が楽しんでいるオンラインゲーム。基本プレイは無料でも、有料アイテムがあった方が有利。でも、課金したいのなら使い過ぎ防止の工夫を！

A. お小遣いでプリペイド

コンビニなどで手軽に買えるプリペイドカードを、お小遣いで購入して大切に使うのは良い方法です。ひと月の限度額を自ら決めることで、コントロールしながら使う力が身につきます。

B. 『ゲーム小遣い帳』をつける

保護者に許可をもらって使うのなら、その都度、何にいくら使ったかを小遣い帳につける方法がお勧め。現金ではなく目に見えないお金を使うので、見える化することが有効です。

C. 個人情報の使用に注意

いろんなサービスに登録してポイントを稼ぐ人もいますが、個人情報を売ったようなもの。また、利用しなければ管理もできず、不正アクセスの原因になることもあるので要注意！

解説 クレジットカードやパスワードの管理と課金設定は慎重に

オンラインゲームには、ランキング、レアアイテム、キャンペーン、ガチャなど、競争心や射撃心をあおる演出を含むものがあり、それぞれは低額でも気付けば思った以上の金額になっていることも。ゲームの課金に関する相談のうち、10万円以上の割合は成年より未成年者のほうが高く、9歳以下のケースも増加しているとのこと（国民生活センター調べ）。高校生以下には金額の上限があることを知って安心し、ゲームごとに決済方法がバラバラだったのに課金を重ねて高額になってしまったケースもあります。クレジットカードの管理責任は保護者にあります。パスワードの扱いや課金設定にも気を配り、無断で使わせないように工夫しましょう。

ワンポイントアドバイス

アプリ内課金を不可にする設定もあります。でも、年齢に応じて使える金額を決め、徐々に「自分でコントロールする」ことを体得させましょう。

消費者教育と情報教育の連携事例②

◆ 悪意のしかけ、巧みなワナ（セキュリティ）

12 ワンクリック詐欺やウイルスなどによる不当請求

ウイルス感染しているというメールが届き



「ウイルス感染者に除去ツール配布」というメールを受信したO君。メールの中のリンクにアクセスし、急いでウイルス除去ツールをダウンロードしました。

パソコンのファイルが暗号化された



すると、O君のパソコン内にあるファイルが暗号化されてしまい、「解除して欲しければ、指定の金額を振り込み」という脅迫画面が表示されました。

考えてみよう！

必要な連絡や知人のメッセージという仮面をかぶった迷惑メールは増える一方です。見た目や内容にだまされないためには、どんなことを心がければいいでしょう？

A. 友人を装ったメールに注意

親しげな口調で、電話番号やメールアドレスの変更を知らせる迷惑メールもあります。こういったメールに用心すると共に、「自分が送るメールには名前を書く」等の工夫をしましょう。

B. 心当たりは不安のもと

一度でもアダルトサイトを見たことがあると「利用料請求」は気になって当然。不安要素となることは慎み、怪しいメールは発信元アドレスをチェック。ウイルス対策も忘れずに。

C. 発信元のなりすましも

ドメイン名（メールアドレスの@以下）をなりすます迷惑メールもあります。迷惑メールを振り分けるサービスやアプリもあるので、それらを活用して、危険を回避しましょう。

解説 ファイルを人質に身代金を要求するランサムウェア被害も増加

親しい友人を装ったり興味を引く内容でメール内のリンク先へ導くワンクリック詐欺、有名な企業や行政機関あるいは取引先をかたるメールで、添付ファイルやダウンロードサイトに誘導され被害にあうことが多いウイルス。2017年には、ファイルを暗号化して解除と引き換えに金額を脅し取ろうとする「ランサム（＝身代金）ウェア」が世界中に広まりました。個人のスマホをウイルスにより遠隔操作し、サイバー犯罪に利用する手口もあります。その他、シャッター音を鳴らして撮影したように見せかけて脅すなど、やり口は多種多様で巧妙化しています。スマホの被害も多いのでメールなどに細心の注意を払って使い、OSやセキュリティソフトの更新も忘れずに！

ワンポイントアドバイス

セキュリティソフトの更新手続きを忘れて、ウイルス被害にあうケースも少なくありません。用心と更新はウイルス予防の両輪だと考えましょう。

◆ 悪意のしかけ、巧みなワナ（セキュリティ）

13 不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい

占いアプリで趣味嗜好を入力し



メルマガに掲載されていた無料の占いをしようとアプリをインストールしたPさん。好きなブランドや音楽など趣味嗜好を答えて占いをする方法でした。

大量の迷惑メールが届くようになった



すると、Pさんのスマホには続々と宣伝のメールが届くようになりました。その内容は、Pさんが占いの時に入力した好み合ったものばかりでした。

考えてみよう！

占いに限らず、アンケートに答えるとポイントなどがもらえるキャンペーンもあります。入力した「自分の好みに関する情報」がどう使われるか、ちょっと想像してみましょう。

A. 興味を示す情報を送る

自分の好きな情報が送られてくれば、誰でも興味を示します。購入や利用をしてもらえそうな商品や有料サービスの広告を送るために、個人の趣味趣向を集める会社もあるのです。

B. 関連会社などに提供する

許可なく第三者に情報を売ることは違法行為ですが、「この情報は〇〇社と共有する」と記されていれば、そこに入力する＝共有の許可となります。条件はしっかり読みましょう。

C. PRメールが多くなると

情報を売買する悪質な会社もありますが、ルールに則ったメールも大量になれば一大事。重要な連絡の読み落としや、迷惑メールへの判断ミスなどを招く可能性も生じるのです。

解説 個人情報に関するアクセス許可や入力欄には要注意

アプリやサービスの利用登録をする際など、個人的な情報の入力を求められることもおぼろげですが、中には入力した氏名や住所、年齢、性別、メールアドレスなどを無断で二次利用したり、業者に売ったりする目的で作られた悪質なものもあるので要注意。新しいアプリやサービスを利用する際は、友人に聞く、保護者に見てもらい、ネットで調べるなど、複数の方法で評価をチェックし、安全性を確認した上で、公式ストアを利用しましょう。また、ダウンロードの直前に表示される「このアプリにアクセス許可するもの」をしっかりと読み、そのアプリに不必要な情報へのアクセス許可を求めているなどの不安があるときは、ダウンロードを中止するのが賢明です。

ワンポイントアドバイス

個人情報の提供で受けられる無料サービスは、安全なものばかりではありません。アンケートも同様、入力前に条件などを見直しましょう。

消費者教育と「教育」の情報化の事例

海外の消費者保護団体では、全てを読み、理解するのが困難なネットショッピングの利用規約について、スマートフォンを活用して消費者が注意すべき事項を分かりやすく抽出してくれるアプリを開発。

